

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2026 年春季 17 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次
〒661-0976 兵庫県尼崎市東園田町 8-110-30
TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

<https://japanharikyumassage.com/>

生き残るための団結

代表理事 藤岡 東洋雄

私たちは安定した平和で戦争のない言論の自由と民主主義を願うものです。世界では外交交渉の最中に米国とイスラエルがイランへ国連憲章と国際法に反して先制攻撃をしています。自らがテロ国家に堕ちています。戦争行為を直ちに中止し、平和の回復を図ることです。為政者は武力の霸道でなく平和と民主主義の王道を進まねばなりません。

私たちの営業と暮らしは急激な物価高で一層厳しくなっています。生き残っていくために弱者は団結し大きな力となるのが大切です。大きい力に単一で権利や利益を守るのは難しいものです。

自動車損害賠償責任保険や自動車任意保険は鍼灸マッサージ治療をほとんど認めない対応が全国に広がっています。東京海上日動火災保険株式会社神戸支社の自動車賠償責任保険は鍼、灸、マッサージは医業類似行為である、支払いの対象にならない、組織の決定であると繰り返してきました。医業類似行為には強く抗議し交渉を重ねました。

2025 年 12 月 20 日 当会尼崎事務所で交渉

東京海上日動火災保険株式会社神戸支社は

「まずお詫びから始めたい。鍼灸マッサージは同意書なしでできます。社としてのことですよ」と回答を得ました。

長きにわたり鍼、灸、マッサージの治療を拒否されていた被害者は救われ、健康回復に寄与するとともに権利回復することと鍼灸師、マッサージ師の治療権も回復となりました。

さらに後日、A 鍼灸マッサージ院で働くものが自動車事故で被害者となって働いている場合、A 鍼灸マッサージ院で治療を受けることに問題はない。支払う。と回答。(平成 13 年金融庁、国土交通省告示第 1 号の「治療のために必要な実費とする」が根拠です。)

今年は国民健康保険、協会けんぽ、高齢者医療保険等、公的保険の鍼灸、マッサージの給付化を実現しましょう。

5 月 24 日 (日) 総会にみんなが出席しましょう。

日時：令和 8 年 5 月 24 日 (日) 午後 1 時 30 分開始

場所：神戸市産業振興センター 802・803 号室

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^o^)



活動報告

自賠責保険について～東京海上日動との話し合い～

あはきの業界内で自賠責保険が使いづらくなっている。この問題が取り上げられるきっかけとなったのが、健康保険ではり・きゅう・マッサージを受ける国民の会の会議の中で、東京の清水先生の方から「最近、交通事故の患者さんが来院されたので、自賠責保険の取り扱いを始めようとしたが、あはきは医業類似行為なので使えません」と言われ、現在交渉中との報告があったのがきっかけでした。そして、本当に偶然ですが、その報告を聞いた矢先に私と藤岡理事長の乗った車が追突事故に遭遇し、自賠責保険の当事者になりました。私は事故の影響はなかったのですが、藤岡理事長には頰や腰に痛みがあったため自賠責保険で鍼灸治療を受けることにしました。加害者の入っていた損保会社が東京海上日動だったので、まず電話で担当者にその旨を伝えると東京の事例と同様「鍼灸は医業類似行為なので使えません」と言われたそうです。それに対し藤岡理事長は、「あはきは医業類似行為ではありませんよ、これまで普通に自賠責保険が使えていましたよ」と回答されました。担当者は、「上席に確認いたします」と電話を切り、後日「同意書を提出していただければ、取り扱いは可能です」との電話がありました。これに対しても「あはきの自賠責保険の取り扱いに同意書は必要ありませんよ」と回答。結局、同意書なしで鍼灸治療は認められました。その後、東京海上日動の神戸損害サービス部第一課の西田友昭課長が当会事務所に来訪され開口一番「あはきが医業類似行為であるために自賠責保険が使えないと担当者が発言したこと、同意書提出を求めたこととお詫びいたします。」と不適切な発言・言動であったことを謝罪されました。そして、国土交通省・金融庁が明文化している「必要かつ妥当な実費」を支払うこと、「同意書の提出」が必要ないことをお約束してくださりました。そして、これは神戸支店に限らず全社で対応していくとのことでした。この西田課長の来訪で一件落着かと思っていたのですが、続きがまだありました。この件を国民の会に報告すると、すぐに「一般社団法人鍼灸マッサージ師会」のブログに掲載しました。そして数日後、そのブログ記事を読まれたのか西田課長から事務所にお手紙が届き、「当方の認識と異なる部分がある」とのことでした。担当者が医業類似行為であることを理由にお支払いの対象にならないと説明した事実はない、同意書に関しても提出をお願いしたこと自体に誤りはなく、担当者が必要性・妥当性の確認に際して、医師の同意書という形式に限定した点についてお詫びさせていただきましたということでした。今後も医師の同意書の提出を求める場合もあると書かれていましたので、このまま放っておけないということで、後日、東京海上日動の神戸支店を訪問いたしました。「医業類似行為であることを理由にお支払いの対象にならないと説明した事実はない」については、藤岡理事長と最初の担当者の言った言わないの話になりますので、私たちあはきの業が医業類似行為でないことを理解していただいたにとどまりました。そして、

「今後も同意書の提出を求める場合もある」については、あはきの治療を許可するような同意書ではなく、その他の書類提出の際の同意書ということでした。これでひとまず自賠責保険の取扱いは、以前よりスムーズになると思いますが、東京海上日動に限らずすべての損保会社は、今後もあはきの自賠責保険の取り扱いをさせないように働きかけて来るものと思われます。十分な知識を持って毅然とした態度で自賠責保険の取り扱いを進めていきましょう。





療養費申請のツボ

●尼崎市医療助成申請書提出の際のお願い

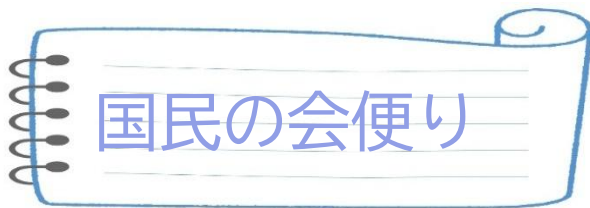
兵庫県尼崎市の福祉医療課から連絡がありました。今後、医療助成申請書を提出する際には、本体のコピーも添付をお願いしますとのこと。施術報告書の添付月には、施術報告書のコピーも添付をお願いいたします。また、訂正箇所にはすべて訂正印をお願いしますとのこと。少し作業が増えますがよろしくをお願いいたします。

●自賠責保険についてのお願い

これまでの保険局ニュースでもご報告させていただいていますように、自動車事故による自賠責保険の取り扱いの際のトラブルが後を絶ちません。それどころか、損保会社の言いなりになって取り扱いを諦めてしまう施術者も多いと聞きました。そこで、これまで自賠責保険の取扱いは、各施術者が個人で請求されていたと思いますが、今後は会を通しての請求に切り替えてください。個人で請求していますと、どうしてもトラブルに巻き込まれたり、請求を諦めてしまう羽目に陥ったりすると思います。その点、会を通していただければ、しっかりと損保会社と交渉し、請求を勝ち取ることが出来ます。ただ、もちろん会を通すことで、事務手数料 4%はいただきますが、トラブルの回避や取り扱いを諦めてしまうことを考えると会を通した取り扱いの方が最善ではないかと思えます。今後、自動車事故の患者さんが来院されましたら、積極的に自賠責保険のお取り扱いをお勧めしてください。この度、東京海上日動との交渉により鍼灸マッサージの保険取り扱いが認められました。他社に関しては確約出来ませんが、自賠責保険の保険適用は法律で認められています。まずは、各施術者で交渉していただいて、それでもトラブルがあるようでしたら、保険局にご相談ください。みなさまにお代わりして交渉いたしますので、どんどん自賠責保険の取り扱いをしてください。よろしくをお願いいたします。

●保険取扱い及び経営に関するお困りごとはありませんか？

この数か月の間に会員さんから何件かの経営不振のご相談を受けました。みなさんの治療院はいかがでしょうか？コロナ以降、患者さんが戻って来ない！物価高の影響で受診控えが起こっている、医師が同意書を書いてくれなくなった等々、原因は多々あると思いますが、もし何らかの影響で経営が思わしくないという方がおられましたら、ご遠慮なくご相談ください。物価高などはどうすることも出来ませんが、保険に関することでしたら、なんとか対応できると思いますので、一人で悩まずご相談してみてください。



3月19日（木）の国民の会役員会の報告をさせていただきます。今月は、6月に総会が控えているということで、支部報告もそこそこに総会の日程調整をしました。最初6月14日の案が出ましたが、東京の清水先生の会の総会と重なり、即ボツとなりました。次に21日の案が出ましたが、こちらは兵庫県保険医協会の総会と重なるため、こちらも不可となりました。そこで、今年度は6月開催は無理ということになり、最終的に7月12日となりました。会場はいつも通り尼崎中小企業センターになる予定です。ただ、最終的に当日のイベントだけが決まらず持ち越しとなりました。お金が掛からず集客出来るイベントはないかと考えています。良きアイデアがあれば教えていただければありがたいです。また、来月決まり次第ご報告させていただきます。あと、総会開催日が決定いたしましたので、出来るだけ多くのご参加をお願いいたします。

それでは、また来月の「国民の会便り」をお楽しみにお待ちしております。

会の活動・広報部へのご要望、
アイディアは随時受け付けており
ます。事務所へご連絡ください。

編集後記

また春が来ました。世界情勢も国内情勢もめまぐるしく変化しています。どの風をつかまえて乗っていくか。ナウシカに教えてもらいましょうか！